

瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

瀬戸市教育委員会規則第2号

瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、瀬戸市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退についての内申に関すること。
- (6) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。
- (7) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

- (8) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。
- (9) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。
- (10) 教科用図書採択に関すること。
- (11) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針に関すること。
- (12) 重要な儀式及び表彰に関すること。
- (13) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更に関すること。
- (14) 社会教育委員その他附属機関の委員の任命に関すること。
- (15) 市指定文化財の指定又はその解除に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に重要又は異例と認める事項

2 教育長は、前項の規定により、委任された事務のうち、特に重要な事項については、その管理及び執行状況を次回の委員会に報告し、承認を得なければならない。

(臨時代理)

第3条 教育長は、前条第1項各号に掲げる事務について緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができない場合は、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に代理したときは、次回の委員会に報告し、承認を得なければならない。

(特例)

第4条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会に諮るものとする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。